

建設業取引適正化推進期間

受講無料

# 建設業法令遵守に関する講習会 開催のお知らせ

10月・11月・12月は「建設業取引適正化推進期間」です。建設業における法令遵守の徹底を目的に、建設企業を対象とした「建設業法令遵守に関する講習会」を開催します。是非ご参加ください。受講は無料です。

開催日時 令和5年11月15日（水） 13:15～16:30

開催方法 オンライン（Zoomミーティング）

募集定員 300名

講習内容及びスケジュール（予定）

※講義タイトルは変更となる場合があります

## ■ 建設業における適正な取引について【13:25～14:05】

- ・ 建設業の適正取引に向けて  
～実際のトラブル事例を踏まえて～

講師:(公財)建設業適正取引推進機構

## ■ 建設工事における労働災害防止について【14:15～15:25】

- ・ 建設工事における労働災害防止対策
- ・ 足場等に係る安全装置

講師:厚生労働省 新潟労働局

講師:全国仮設安全事業協同組合

## ■ 建設業の働き方改革について【15:35～16:25】

- ・ 建設の事業における時間外労働の上限規制について
- ・ 適正な工期の確保等について

講師:厚生労働省 新潟労働局

講師:国土交通省 北陸地方整備局

主催 国土交通省 北陸地方整備局、厚生労働省 新潟労働局、新潟県、富山県、石川県

協賛 (公財)建設業適正取引推進機構、  
(一社)新潟県建設業協会、(一社)新潟県建設産業団体連合会、  
(一社)富山県建設業協会、富山県建設産業団体連合会、  
(一社)石川県建設業協会、石川県建設産業連合会

※本講習会は、(一社)全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度（CPDS）の認定講習となります。

受講には、別途申込みが必要です。受講申込書（裏面）に必要事項をご記入いただき、**令和5年11月1日（水）**までにメールにて申込みください。

お問い合わせ

北陸地方整備局 建政部  
計画・建設産業課

みずさわ・たけだ

水澤・武田

TEL:025-370-6571（直通）

# 受講申込書

【建設業法令遵守に関する講習会 (R5.11.15)】

ふりがな 建設企業名							
所属建設業団体							
所在地	〒						
許可行政庁	( )						
<b>受講希望者</b>  ※受講希望者のE-mail アドレスを必ずご記入 ください	①	役職 :	ふりがな 氏名 :	姓	名	<b>CPDS に 関 する 事 項</b>	受講証明 の要否
		E-mail :	@以前	@	@以後		登録番号 (個人ID)
	②	役職 :	ふりがな 氏名 :	姓	名		受講証明 の要否
		E-mail :	@以前	@	@以後		登録番号 (個人ID)
	③	役職 :	ふりがな 氏名 :	姓	名		受講証明 の要否
		E-mail :	@以前	@	@以後		登録番号 (個人ID)
	④	役職 :	ふりがな 氏名 :	姓	名		受講証明 の要否
		E-mail :	@以前	@	@以後		登録番号 (個人ID)
	⑤	役職 :	ふりがな 氏名 :	姓	名		受講証明 の要否
		E-mail :	@以前	@	@以後		登録番号 (個人ID)
<b>連絡担当者 (記入者)</b>	所属部署 :	担当者名 :					
	TEL :	E-mail :	@以前	@	@以後		

※本申込書は下記URLのリンクからダウンロードの上、**Excel形式のままメールで送付**してください。

<http://www.hrr.mlit.go.jp/kensei/sangyo/kensetsu/houreijunshu.html>

## 注意事項

- \* 定員に限りがあるため、申込みは**1社あたり5名まで**とさせていただきます。
- \* 受講申込みの受付については**先着順**（但し、新潟県、富山県、石川県の建設企業を優先します）とし、**定員になり次第〆切**とさせていただきます。なお、定員に達しない場合でも、**令和5年11月1日（水）**に受付を終了します。
- \* 定員等により受講をお断りする場合は、個別にご連絡します。連絡がない場合は受講可能です。
- \* 受講方法、講習で使用する資料及びWeb会議システムのURL等については、講習会の1週間前を目処に、**申込書に記載された受講者のメールアドレス宛**に送付しますので、メールアドレスの記載間違いのないようお願いします。
- \* CPDSの受講証明を希望された方につきましては、受講のエビデンスとして、**講習会の開始、中間、終了直前に受講者氏名と顔が含まれたスクリーンショットを主催者側で取得します(※2回以上、受講の様子が確認できなかった場合は、CPDSの取得対象外としますので、あらかじめご了承ください。)**ので、**受講者1名につき1台のカメラ付きのPCが必要**です。  
 なお、CPDSの受講証明を希望されない場合は、カメラ付きのPCである必要はありません。
- \* CPDSの受講証明を希望された方につきましては、**主催者側でCPDS事務局へ代行申請を行います**ので、個別に申請いただく必要はございません。なお、個別の受講証明書は発行されません。
- \* 本申込書にご記入いただいた個人情報は、講習会に関する業務以外の目的には使用しません。